

北海道渡島総合振興局告示第110号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第16号のいかつり漁業（やりいか）について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）8月17日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格			
いかつり漁業（やりいか）	渡海共第49号共同漁業権漁場区域	毎年、10月1日から翌年3月31日まで	17隻	5トン未満	渡島総合振興局管内に住所を有する者	令和5年(2023年)8月8日から令和5年(2023年)9月7日まで	1	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年（2023年）10月1日以前の許可は、令和5年（2023年）10月1日から令和8年（2026年）9月30日まで、令和5年（2023年）10月2日以降の許可は、許可日から令和8年（2026年）9月30日までとする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和5年（2023年）10月1日以前の認可は、令和5年（2023年）10月1日から令和6年（2024年）9月30日まで、令和5年（2023年）10月2日以降の認可は、認可の日から1年又は令和8年（2026年）9月30日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>(2) 渡海共第49号共同漁業権漁場区域においては、日没から日の出までの間、操業を行ってはならない。</p> <p>(3) 渡海共第55号共同漁業権漁場区域においては、次の間、操業を行ってはならない。</p> <p>ア 10月1日から翌年1月31日までは、日没から日の出まで</p> <p>イ 2月1日から3月31日までは、渡海共第55号共同漁業権漁場区域のうち、松前町字茂草と字小浜の境界線と最大高潮時海岸線の交点から242度49分2、200メートルの点を結ぶ線以西の海域を除き、日没から日の出まで。</p> <p>(4) 自動いか釣り機の機械を使用して操業してはならない。</p> <p>(5) 集魚灯の光力にあっては、消費電力の総和が10kwを超える設備をしてはならない。</p> <p>(6) 定置（小定置網を含む）、区画、底建網、刺し網、はえ縄、たこ函、たこからつりなわ漁業等の敷設漁具から300メートル以上離れて操業しなければならない。</p>
	渡海共第55号共同漁業権漁場区域	毎年、10月1日から翌年3月31日まで	4隻	同上	同上	同上	同上	2